

2021.11月号 第426号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX 072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付>

☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

暮らしのレスキューサービスに関する 悪質商法にご注意を！

トイレの故障・不具合などの水回りのトラブルへの対応を行う事業者に関する相談が特に増えています。

1 トイレの調子が悪いため
無料点検等をうたう業者に電話

点検無料だし、工事費も
安いから電話してみよう



2 無料点検・見積りのために
家まで来てもらうことに



無料で、
点検・見積り
いたします!!

3 新品トイレとの交換を勧められ契約

トイレ交換が必要です
●●万円になります



簡単な修理で済むと思って
いたけど、交換が必要なら
仕方ないかな…

4 クーリング・オフしようとする…



電話で訪問依頼を受けて
契約しているので、法律上
クーリング・オフできません

やっぱり、高すぎて
払えない…
どうしよう…



- 事業者へ訪問を依頼する前に
費用や作業内容等の契約条件をよく確認しましょう。
- 自宅への訪問を依頼して契約した場合であっても
クーリング・オフが可能なことがあります。

例：①トイレの水が流れにくいので無料点検・見積もりを依頼したのに、事業者の訪問時に新品便器との全面取替えを勧誘され、契約した場合
②水栓の水漏れの修理を依頼したのに、事業者の訪問時に台所全体の大規模リフォームを勧誘され、契約した場合

契約してしまったけど…解約したい！



そんな時は

クーリング・オフ！

訪問販売による取引は契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、原則として無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は消費生活センターにご相談ください。

◎消費者が事業者の訪問を求めた場合

- 訪問販売による取引であっても、消費者が事業者の訪問を求めた場合にはクーリング・オフが認められないことがあります。
- しかし、例えばウェブサイト上の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な修理工事の勧誘を受けて契約した場合など消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していなかったといえる場合には通常どおりクーリング・オフが認められます。

訪問後に依頼時よりも高価な修理を提案される場合は
急いで契約せずに他の業者にも費用相場を照会するなど
費用等の契約条件をよく確認しましょう！



●消費生活セミナー

「キャッシュレスの活用法と消費者トラブルの注意点」

日時：令和3年12月23日(木) 10:30~12:00

場所：枚方市立消費生活センター 研修室

講師：金融広報アドバイザー 市田 雅良 氏

対象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定員：20人（事前申し込み制、先着順）

手話/保育（1歳以上の未就学児）：

いずれも12月8日（水）までに要予約

申込：12月1日（水）10:00から

電話またはFAXで受付（072・844・2433）



●石けんキャンペーン

&廃油回収（食用）予定

【11月】

日時：11月16日（火）10:30~12:00

場所：南部生涯学習市民センター

【12月】

日時：12月21日（火）10:30~12:00

場所：市役所本館北側（電話ボックス横）

※家庭用食用油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、電話予約優先とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、まずはお電話（相談専用ダイヤル072-844-2431）にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。